

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和7年2月21日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 桑島 正樹

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

千歳川水辺環境調査実施（千歳川河川事務所）

本役務は、千歳川本支川において、児童・生徒等の参加による水質・水生生物等の河川環境調査補助並びに防災教育の補助を行うものである。

(2) 業務内容

1. 季節別自然環境調査

千歳川本支川において、参加者による環境調査を春・夏・秋・冬ごとに実施する。

2. 総合自然環境調査

千歳川本支川の各地点において、各学校の児童・生徒等の協力を得て環境調査を実施する。

詳細は別添の特記仕様書に定めるところによる。

(3) 履行期間 令和7年4月9日から令和8年2月27日まで

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

（令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）に申請を行い受理され、令和7年4月8日までに、「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者として認定がなされる者であること。）

(3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 業務実績に関する要件

平成27年度以降に完了した以下に示す業務における実績を有すること。

令和6年度完了予定見込みの業務も対象とする。なお、受注実績回数は問わない。

同種業務：河川の環境教育に関わる業務、かつ河川環境調査の実施

（上記の業務は同一業務でなくてよい）

(5) 技術者等に関する要件

以下に示すいずれかの資格又は実績を有する者を管理技術者として配置できること。

①NPO法人川に学ぶ体験活動協議会が認定する「川の指導者資格」又はこれと同等と認められる資格を有する者。

同等と認められる資格は以下のとおり。

- ・NPO法人自然体験活動推進協議会が認定する「CONE指導者」
- ・公益財団法人河川財団が認定するプロジェクトWETの「エドューケーター、ファシリテーター」
- ・一般財団法人公園財団が認定するプロジェクト・ワイルドの「エドューケーター、ファシリテーター」

②子どもの水辺サポートセンターが支援する各種活動における指導経験。

- (6) 北海道内に本店、支店又は営業所その他の業務を適正に履行することが可能な営業拠点を有すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態を継続している者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目
北海道開発局 札幌開発建設部 契約企画課 調達スタッフ
電話 011-611-0269
電子メール hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年2月21日から令和7年3月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。）

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

電子メールにより交付する。

交付を希望する者は、「説明書等交付申請書」に必要事項を記載の上、(1)へ提出すること。「説明書等交付申請書」は、以下札幌開発建設部ホームページを参照すること。

https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/keiyaku_kikaku/kluhh400000hig7.html

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和7年3月5日12時00分 上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（送達記録のあるものに限る。）によること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）に基づく指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係が生じるものではない。
- (8) 本業務に係る契約の締結は、令和7年4月8日を予定しているが、予算成立が4月9日以降となった場合は、予算成立日に契約を締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (9) その他の詳細は説明書による。